

# 電磁的方法による交付に関する同意書

電磁的方法による交付とは、株式会社 bitFlyer（以下「当社」といいます。）から法令等によりお客様への提供が義務付けられている各種書面に記載すべき事項等を、電子情報処理組織（当社の使用に係る電子計算機（パソコン、携帯電話等をいいます。以下同じ。）と、お客様の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法により提供することをいいます。

私は、下記書面の電磁的方法による交付について、以下の内容を確認した上で、その内容について同意いたします。

## 1. 電磁的方法による交付の対象となる書面

電磁的方法による交付の対象となる書面は、資金決済法、暗号資産交換業者に関する内閣府令、金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令、一般社団法人日本仮想通貨交換業協会（2020年5月1日より「一般社団法人 日本暗号資産取引業協会」に名称変更）関係諸規則等により規定されている書面、および当社が交付するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社ホームページ等に掲載した書面（以下「対象書面」といいます。）とします

## 2. 電磁的方法による交付の方法

(1) 当社が行う電磁的方法による交付は以下のとおりとします。

- ① 当社ホームページ上でお客様が対象書面を閲覧できる状態に供し、お客様の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- ② お客様の電子計算機に対象書面を電子メールにて送信し、お客様が自己の電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 当社は、対象書面の内容について、電磁的方法による交付に同意されたお客様の利用に際し、支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社WEBサイト上に掲載、または電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、対象書面の内容を変更することができるものとします。

## 3. 免責事項

- (1) 対象書面の電子交付にご同意いただけない場合には、お客様は当社サービスをご利用になれませんのでご了承ください。
- (2) 当社から、お客様が当社に届け出た住所もしくは事務所の所在地に宛て、またはお客様のメールアドレスに宛ててなされた当社サービスに関する諸通知は、お客様の転居、不在その他お客様の責めに帰す事由により延着し、または到達しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとします。
- (3) お客様が電磁的方法による交付に同意された後であっても、法令等の変更や監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合等、何らかの理由が生じ、または当社が必要と判断した場合には、当社は電磁的方法による交付ではなく、既に電磁的方法による交付された書面も含めて紙媒体により交付等を行う場合があります。
- (4) 当社は、以下の事項により生じるお客様の損害については、責任を負わないものとします。

- ① 通信機器・回線、コンピューター等のシステム機器等の障害、瑕疵およびこ

れらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等により対象書面の電磁的方法による交付が行えないことにより生じた損害

②天変地異、政変、同盟罷業等の不可抗力、その他当社の責に帰することができない事由により、対象書面の電磁的方法による交付が遅延し、または不能となったことにより生じた損害

【令和2年4月20日制定】